

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2025 年 6 月 11 日

京セラ株式会社

2025 年 6 月 11 日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地
京セラ株式会社
代表取締役 谷本秀夫

京セラ株式会社（以下「甲」といいます。）及び京セラメディカル株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日として、甲がその営むメディカル事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、乙の普通株式 1 株を交付します。

乙は、甲の完全子会社であることから、かかる取扱いとは相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は以下のとおり増加します。

甲は、乙の機動的かつ柔軟な資本政策にかんがみ、上記の事項が相当であるものと判断しております。

資本金	49,999,999 円
資本準備金	0 円
利益準備金	0 円

3. 会社法第 758 条 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の保有する資産及び負債の額、本吸収分割によって甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の甲の業績見込み等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、甲の債務履行見込みに問題は無いと判断しております。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

本吸収分割によって乙が甲から承継予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の乙の業績見込み等から、本吸収分割の効力発生日以後において、乙の債務履行見込みに問題は無いと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

京セラ株式会社（以下「甲」という。）及び京セラメディカル株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 5 月 28 日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が営むメディカル事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の資産、債務、契約その他の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）京セラ株式会社

（住所）京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）京セラメディカル株式会社

（住所）京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

第 3 条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可等又は第三者の承諾を要するものについては、効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可等又は当該第三者の承諾が得られることを条件として承継する。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、新たに発行する普通株式 1 株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、以下のとおりとする。

資本金 49,999,999 円

資本準備金 0 円

利益準備金 0 円

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約に関する株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約に関する株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合又は本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月28日

甲： 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラ株式会社
代表取締役社長 谷本 秀夫



乙： 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラメディカル株式会社
代表取締役社長 竹本 英史



別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継対象資産

本事業に属する一切の資産（KYOCERA Medical Technologies, Inc.（以下「KMTI」という。）を乙の子会社とすることに関連して必要となる金額の現預金を含む。但し、(i)甲のITインフラ、基幹システム及び全社共通システム、並びに(ii)効力発生日の前日までに甲及び乙が別途合意したものは除く。）

2. 承継対象債務

本事業に属する一切の負債（簿外債務、偶発債務、潜在債務又は不法行為債務を含む。但し、(i)本事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む。）の退職金、未払賃金、社会保険料及び福利厚生等に係る債務、並びに(ii)効力発生日の前日までに甲及び乙が別途合意したものは除く。）

3. 知的財産権

本事業に属する一切の知的財産権（出願中のもの及び共有持分を含む。）

4. 雇用契約を除く承継対象契約

甲が当事者となっている本事業に属する契約（但し、(i)雇用契約、甲の営業所に係る賃貸借契約及び本事業以外の甲の事業にも属する契約、並びに(ii)効力発生日の前日までに甲及び乙が別途合意したものを除く。）に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

5. 雇用契約

乙は、本事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を承継しない。

6. 許認可等

法令上承継することが可能な本事業に属する一切の許認可（免許、許可、認可、承認、登録、届出等を含む。）



別紙 2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容）

（単位：百万円）

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現預金	1	買掛債務	0
売掛債権	0	未払金等	0
棚卸資産	0	流動負債計	0
流動資産計	1	固定負債計	0
有形固定資産	0	資本金	1
無形資産等	0	資本剰余金	0
固定資産計	0	純資産計	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1